

山形県後期高齢者医療広域連合はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の代理受領に関する事務取扱要綱

平成29年2月15日  
告示第5号

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第77条に規定する後期高齢者医療被保険者（以下「被保険者」という。）に係る療養費のうち、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費（以下「療養費」という。）において、その施術を提供する者が、被保険者から委任を受けて代理する療養費の支給申請及び受領（以下「代理受領」という。）に係る事務の取扱い（以下「代理受領の取扱い」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 代理受領に係る施術を提供する事業を行う者
- (2) 組合・団体等 事業者等が会員又は構成員等となって設立する組合又は団体等
- (3) 代理受領者 被保険者からの委任に基づき、療養費の支給申請書を作成し広域連合に提出して、その被保険者が支給を受けるべき療養費を代理受領する事業者又は組合・団体等
- (4) 施術所等 事業者が保健所等に届け出た開設届に係る施術所又は出張施術業務開始届に係る施術師の当該居宅等
- (5) 一部負担金 施術に係る療養費基準額から療養費支給額を控除して得た、被保険者が負担すべき額

(広域連合が代理受領の取扱いを行わせる者)

第3条 広域連合長は、代理受領者に係る登録をした者に限り、代理受領の取扱いを行わせるものとする。

2 前項の登録に関する基準（以下「基準」という。）については、広域連合長が別に定める。

(一部負担金の支払)

第4条 被保険者は、代理受領の取扱いに係る施術を受けたときは、その施術に係る一部負担金を代理受領者に支払うものとする。

(代理受領者登録にかかる届出)

第5条 第3条の登録は、代理受領を行おうとする者の届出に基づき行う。

2 代理受領を行おうとする者が、その属する組合・団体等に代理受領又は代理受領に係る事務手続を委任する場合は、当該組合・団体等の代表者は、代理受領を行おうとする者とは別に前項の届出を行うものとする。

3 広域連合長は、第1項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を行わないものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合はその限りではない。

- (1) 届け出た者が、基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (2) 届け出た者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (3) 届け出た者が、法その他国民の保険医療又は福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 届け出た者が、第11条の規定により代理受領の取扱いの中止を受け、その中止の期間が終わるまでの者であるとき。
- (5) 届け出た者が、他の保険者により代理受領の取扱いの中止を受け、その中止の期間が終わるまでの者であるとき。
- (6) 届け出た者が法人であって、その役員等のうちに第2号から前号までのいずれかに該当する者がいるとき。
- (7) 届け出た者が、その代理受領に係る事業の従事者又は施術を提供する施術所等の開設者及び従業者のうちに、第3号から第5号までのいずれかに該当する者がいるとき。
- (8) 届け出た者が、代理受領又は代理受領に係る事務手続の委任を受けていた等、第4号又は第5号に該当する者の療養費支給申請に関与していたとき。
- (9) その他、広域連合長が特に必要と認めたとき。

(療養費代理受領者登録届)

第6条 前条第1項の届出は、次の各号に掲げる書類の提出によるものとする。

- (1) 療養費代理受領者登録届出書(様式第1号)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 事業所及び施術所登録票(様式第3号)
- (4) 事業所及び施術所の位置を示す地図
- (5) 従業者等登録票(様式第4号)
- (6) 届出者が法人等であるときは、役員名簿(様式第5号)
- (7) 届出者が法人等であるときは、その定款又は寄附行為、及び履歴事項全部証明書
- (8) 施術所に係る保健所等に届け出た開設届又は出張施術業務開始届の写し
- (9) はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の免許証の写し
- (10) その他、広域連合長が必要と認める書類

2 広域連合長は、前項の届出があったときは、その書類を審査し、適正と認められるときは、その届出事項を台帳に登録するものとする。

3 広域連合長は、前項の審査の結果を、届け出た者に通知するものとする。

4 届け出た者に係る代理受領の取扱いは、第2項の登録をした日が属する月の3か月前の1日以降に提供した施術から行う。

(登録事項変更届)

第7条 代理受領者は、前条第1項の届出事項に変更があったときは、その変更があった日から14日以内に、登録事項変更届出書（様式第6号）及びその変更を証する書類を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の変更により、代理受領者が基準及びこの要綱に適合しないと認められるときは所要の是正等を求めるものとし、基準及びこの要綱に適合すると認められるまでの間、その者の代理受領の取扱いを行わないものとする。

（基準に関する改善通知等）

第8条 広域連合長は、第3条の登録をした代理受領者又は施術所等が基準に従った事業運営を行っていないと認められるときは、当該代理受領者等に対し、相当の期限を定め是正するよう通知するものとする。

2 広域連合長は、前項の是正すべき事項が、適正な療養費の支給に支障があると認められるときは、その理由がなくなるまでの間、その者の代理受領の取扱いを行わないものとする。

（代理受領の取扱いにおける療養費の支給申請）

第9条 代理受領者による療養費の支給申請は、次の各号に掲げる書類の提出によるものとする。

(1) 後期高齢者医療療養費支給申請書

ア はり・きゅう用（様式第7号）

イ あん摩・マッサージ用（様式第8号）

(2) 施術に係る医師の同意書

ア はり・きゅう療養費用（様式第9号）

イ あん摩・マッサージ指圧療養費用（様式第10号）

(3) 往療内訳書（参考様式第1号）

(4) 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書（参考様式第2号、第3号）

(5) その他、広域連合長が必要と認める書類

2 広域連合長は、支給申請の審査にあたり、適宜、第1項に規定する書類のほか、基準に基づき整備すべき帳簿、記録その他の書類の提出を代理受領者に求め、療養費の支給要件及び基準に適合しているか確認するものとする。

3 広域連合長は、第1項の申請書類について施術を行った月ごとにとりまとめるものとし、各月の7日までに申請のあったもののうち適正と認められるものについて、その翌月に支給決定のうえ、支給決定月の末日までに当該療養費を代理受領者に対し支払うものとする。

（支給申請に疑義があるとき）

第10条 広域連合長は、申請書類等を審査した結果疑義が生じたときは、支給決定を保留し、次の各号に掲げる方法により調査等を行うものとする。

(1) 法第60条及び第137条第1項の規定に基づく被保険者等に対する施術の実施状況等に関する質問又は文書その他の物件の提出若しくは提示の求め

(2) 第9条第1項第2号の同意書を発行した医師に対する診断結果及び患者の状態等に関する照会

- (3) 次項による代理受領者等に対する質問及び検査若しくは帳簿書類の提出又は提示の求め
- 2 広域連合長は、必要に応じ、代理受領者又は事業者、代理受領者又は事業者であった者、代理受領者又は事業者の従業者、代理受領者又は事業者の従業者であった者に対し、次の各号に掲げる事項について求めることができるものとする。
- (1) 療養費の支給基準及び基準の適合状況等に関する報告
  - (2) 帳簿書類の提出又は提示
  - (3) 事務管理者、従業者、施術師その他関係者の出頭
  - (4) 事務管理者、従業者、施術師その他関係者への質問
  - (5) 代理受領者又は事業者の事業所、事務所その他当該事業に関係のある場所への立入り、その設備又は帳簿書類その他の物件の検査
- 3 第1項の調査において、代理受領者がはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師等の事業者で構成する組合・団体等であって、その構成員たる事業者等による施術の提供等に関し疑義があるときは、広域連合長は、当該事業者に対する調査を行うほか、当該組合・団体等に対しても疑義事項を通知のうえ、調査及び報告を求めることができるものとする。
- 4 広域連合長は、代理受領者等が第1項第3号の質問及び検査若しくは帳簿書類の提出又は提示の求めに応じないときは、山形県に対し疑義事項及び調査の状況等について通報するものとする。
- 5 広域連合長は、申請に対する疑義が軽微な過失によるものと認められるときは、代理受領者に自らその状況等を調査させ、結果を報告させることができるものとする。
- 6 広域連合長は、第1項の調査又は前項の報告の結果、その申請に係る施術が療養費の支給要件に適合しないとき又は適合することが確認できないときは、理由を付してその申請を返戻するものとする。

(代理受領の取扱い中止)

第11条 広域連合長は、第3条の登録に係る代理受領者において、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、代理受領の取扱いを中止するものとする。

- (1) 療養費の支給申請に関し、重大な過失又は不正があったとき。
- (2) 代理受領者又は施術所等が、第5条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第10条第2項の報告又は帳簿書類の提出若しくは提示の求めに応じず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 代理受領者又は事業者、代理受領者又は事業者であった者、代理受領者又は事業者の従業者等が、第10条第2項により出頭を求められてもこれに応じず、同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該代理受領者の従業者若しくは構成員たる事業者等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、代理受領者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (5) 代理受領者が、不正の手段により基準に適合するものと偽って代理受領の取扱いを行ったとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、代理受領者又は事業者若しくはその施術所等の開設者が、施術の提供等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 2 前項第1号の適用は、第10条第1項の規定による調査等の結果、その事実関係を総合的に勘案して行うものとする。
- 3 第1項の規定により代理受領の取扱いを中止する者の範囲は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 代理受領者の代表者（代理受領者が組合・団体等であつて、その構成員である事業者等が第1項に該当するに至った場合において、その該当事由について代理受領者の関与がなく、かつ、その事業者等の事業運営について適切な管理・監督が行われているときを除く。）
- (2) 重大な過失又は不正に関与した代理受領者の従業者等
- (3) 重大な過失又は不正に関与した施術所等の開設者及びその従業者等
- (4) 第1号の代理受領者が法人であるときは、その役員
- 4 広域連合長は、第1項の決定をしたときは、直ちに代理受領者及び対象者に対し、代理受領の取扱いの中止について通知するものとする。
- 5 広域連合長は、第1項の決定をしたときは、速やかにその旨を各都道府県後期高齢者医療広域連合及び山形県内の各市町村に対し通知するとともに、山形県に報告し、各保険者その他関係機関への通知を求めるものとする。

（返還金の請求）

第12条 広域連合長は、不正又は不当に療養費を受け取った者に対し、代理受領の取扱いの中止の日から最大5年間遡及して返還すべき療養費の額を確定し、請求できるものとする。

- 2 広域連合長は、前項の請求に係る債権の徴収又は保全のため必要があると認められるときは、次の各号に掲げる方法等により債権を回収するものとする。
- (1) 強制執行認諾約款付公正証書による損害賠償債務弁済契約書の締結
- (2) 支払督促
- (3) 民事執行

（代理受領の取扱いを中止する期間）

第13条 療養費の代理受領の取扱いを中止する期間は、決定した日から起算して5年間とする。ただし、5年を経過した日において未納の返還金がある場合は、当該返還金が完納されるまでの間、中止する期間を延長するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（廃止）

- 2 この要綱の施行に伴い、山形県後期高齢者医療広域連合はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の代理受領の取扱いに関する事務取扱要領（平成27年1月16日事務局長決裁）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行前に既に代理受領を行う者が行う平成29年3月末日以前に提供した施術に係る療養費支給申請手続の取扱いは、平成29年4月7日までに当該申請書の提出があったものに限り、第9条の規定によらず従前の例によるものとする。

附 則（平成30年6月1日告示第8号）

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。